

令和3年9月13日

芦屋市議会
議長 様

芦屋市議会 会派 あしや しみんのこえ
幹事長 たかおか知子

「議会におけるハラスメントの防止に関する」申し入れ

芦屋市議会では、議会におけるハラスメントの防止にむけて、『芦屋市議会ハラスメント等防止に関する指針』を策定中ですが、指針ができる前に下記の事例を調査していただきますようお願い申し上げます。

アンコンシャス・バイアス(無意識バイアス、無意識の偏見)とは、自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りをいいます。このことが原因で起こる発言が、ハラスメント発言や差別発言となるケースが多く生じています。また、発生しているハラスメント問題の大体が、慎重に取り扱わなければいけない個人情報に関する事案です。議員は、ハラスメント行為について、そのことをしっかりと理解し、情報の取り扱いについても気をつけなければいけません。議会全体としてこれまでの取り組みを振り返り、ハラスメント事案に対し、議員としての言動に問題があったのならば、そのことに自覚を持っておかなければ、ハラスメント指針を作ったとしても本来の効果が見込めません。

よって、以下議員の事例は、ハラスメント問題を扱う上で、議員としての言動に問題を感じており、そのことを議会として、調査しておかなければいけないと考えております。下記の内容について、代表者会議で調査をし、協議していただく機会を設けていただきますよう、よろしくお願い致します。

記

【 議員に対して】

1. ハラスメント認定の事案について、事実と違う経緯を公の場で誤って発言したこと
2. 市役所の職員に、ハラスメント認定に関わる内容を漏洩していた疑いがあること
3. ハラスメントの個別的個人情報を本会議の一般質問の場で公表しようとした疑いがあること
4. 報道関係に、後にハラスメント認定となった男性職員の事案を漏洩した疑いがあること
5. 報道関係に、ハラスメント事案の事実を把握せず誤った情報を漏洩していた疑いがあること
6. 議員が問題提起している質問状に対して回答に応じなかったこと

以上

※以下、追記事項として記1-記6までの詳細を示させていただきます。